

2012年5月28日

SBIホールディングス株式会社

SBI FXトレード株式会社

SBI FXトレード株式会社の営業開始日に関するお知らせ ～日本初、小数点以下4桁の呼値でのFX取引が1ドルから可能に～

SBIグループにおいて外国為替証拠金取引(以下、「FX取引」)専門業者としてサービス提供に向けて準備を進めてまいりましたSBI FXトレード株式会社(本社:東京都港区、以下「SBI FXトレード」)は、営業開始日を以下のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

これまでSBIグループでは、株式会社SBI証券および住信SBIネット銀行株式会社の口座を有するお客様に限定してFXサービスを提供してまいりましたが、昨今の個人投資家の方々へのFX取引の浸透及び市場拡大を受け、2011年11月にSBI FXトレードを設立し、若年層をはじめとするFX取引を中心に資産運用を行う新たな顧客層の獲得を目指してサービス開始に向け準備を行なってまいりました。

今後SBI FXトレードはFX専門業者として、より顧客志向で利便性の高いサービスの提供を目指してまいります。

1. 営業開始日

口座開設受付開始およびFX取引開始予定日: 2012年5月30日(水)

*オープニングキャンペーンを実施致します。詳細につきましては、

5月30日の営業開始時のプレスリリース等にて改めてご案内させていただきます。

2. SBI FXトレードの取引における主な特長

①1ドルから取引可能に(1ユーロ、1ポンド等、1通貨単位からの取引が可能に)

⇒米ドル/円の最低証拠金は約4円から

②業界最狭水準のспレッド(取引単位によりспレッドが異なります)

③日本初、対円通貨の小数点以下4桁までの呼値表示(例:米ドル/円 買80.2358円等)

※外貨/外貨については小数点以下6桁での呼値表示。なお取引の詳細につきましては、5月30日の営業開始時のプレスリリース等にて改めてご案内させていただきます。

【SBI FX トレードの概要】

- (1) 商号 : SBI FX トレード株式会社
(英文 : SBI FXTRADE Co.,Ltd.)
- (2) 登録番号 : 関東財務局長 (金商) 第 2635 号
- (3) 所在地 : 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
- (4) 資本金 : 2 億円 (資本準備金 2 億円)
- (5) 事業内容 : 第一種金融商品取引業 (店頭外国為替証拠金取引)
- (6) 設立日 : 2011 年 11 月 22 日
- (7) 主要株主 : SBI リクイディティ・マーケット株式会社 100%

<金融商品取引法等に係る表示>

商号等 SBI FX トレード株式会社 (金融商品取引業者)
登録番号 関東財務局長 (金商) 第 2635 号
加入協会 一般社団法人 金融先物取引業協会

<手数料等及びリスク情報について>

- 口座開設・維持費および取引手数料は無料です。
- 外国為替証拠金取引は、元本や利益が保証されたものではなく、外国為替レート、金利の変動により、損失が発生する場合があります。
- 外国為替証拠金取引は、証拠金の額に比べ大きな金額の取引ができますので、大きな利益を得ることができる反面、多大な損失が発生する可能性があります、その損失は、預託した証拠金の額を上回る危険性があります。
- 外国為替証拠金取引にあたって必要な証拠金の額は取引通貨ごとに異なり、取引通貨レートに応じた取引額に対して一定の証拠金率 (個人のお客様 : 4 %、法人のお客様 : 0.5%) の証拠金が必要となります。
- 提示する為替レートは、「2Way 方式」を採用し売値と買値には差額 (スプレッド) があり、そのスプレッドは、取引数量、相場の急変等により変わります。
- 預託金残高 (預託された証拠金) を超える損失を防ぐためロスカットを設定していますが、市況環境等によっては、ロスカットが執行されても預託金残高を超える損失が発生する可能性があります。
- お客様には、外国為替証拠金取引を開始するにあたり、契約締結前交付書面等を熟読し、仕組み・リスクを十分理解した上、ご自身の判断にてお取引することをお願いします。

本プレスリリースに関するお問い合わせ先 :

SBI ホールディングス株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 03-6229-0126
SBI FX トレード株式会社 マーケティング部 03-6229-0915